

石川県工業試験場における不正防止計画

平成28年4月1日制定

平成29年9月1日改訂

平成30年9月3日改訂

石川県工業試験場（以下「工業試験場」という。）は、「石川県工業試験場における競争的研究資金等の管理・運営体制整備規程」（以下「管理・運営体制整備規程」という。）、「石川県工業試験場の競争的研究資金等による研究実施要綱」（以下「研究実施要綱」という。）及び「石川県工業試験場における科学研究費補助金の会計経理事務取扱要領」（以下「会計経理事務取扱要領」という。）に基づき、工業試験場における不正防止計画（以下「不正防止計画」という。）を以下のとおり定める。

1 目的

不正防止計画は、工業試験場における文部科学省が所管する競争的研究資金等（以下、「競争的研究資金等」という。）の不正使用、不正受給や研究成果の捏造、改ざん、盗用等の不正行為（以下「不正行為」という。）を防止することを目的とする。

2 責任体制の明確化

特定不正行為の防止等における責任体制は、管理・運営の体制整備規程第3条に定めるところによる。

3 適正な管理・運営の基盤となる環境の整備

（1）不正防止に関する規則の適正な運営・管理

管理・運営体制整備規程や会計経理事務取扱要領等の適正な管理・運営のため、コンプライアンス研修や研究倫理教育等を、各部長及び所長が研究倫理教育責任者として、各部職員に定期的実施する。

（2）競争的研究資金等に関するルールの周知徹底

研究倫理教育責任者は、各部職員にコンプライアンス研修や研究倫理教育等の受講が義務であることを理解させ、競争的研究資金等に関するルールの周知徹底を図る。

（3）関係者の意識向上

競争的研究資金等の交付を受ける職員等に対し、研究実施規定等の遵守や研究活動における不正行為を行わないことを誓約する誓約書（研究実施要綱第4条第2項様式2）の提出を求め、不正防止の意識向上を図る。また、取引事業者に対し、誓約書（会計経理事務取扱要領第4条第6項様式1）の提出を求め、不正防止の意識向上と適正な取引の実施を図る。

（4）研究データの保存・開示

研究倫理教育責任者は、研究データが適切に保存されていることを研究者等

に対して定期的に確認する。また、研究データを開示する必要性及び相当性が認められる場合は、研究者等に対して開示を指示する。

4 競争的研究資金等の適正な管理・運営活動

研究計画に基づき、定期的に予算執行状況の確認を行うとともに、必要に応じて改善を求める。

5 不正防止の取組みに関する情報発信

不正防止計画及び不正行為を防止する規程類をホームページ等で公表し、不正防止の取組みに関する積極的な情報発信を行う。

6 不正防止計画の点検・評価

不正使用等を発生させる要因の把握に努め、不正防止計画の点検・評価を行う。